

産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）
特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

許可申請等の手引
平成29年5月
埼玉県産業廃棄物指導課

申請の予約・書類提出について

受付は予約制ですので、必ず電話で予約した上で、申請書類を持参してください。

予約番号 TEL 048-830-3026（収集運搬業担当）

申請提出先 埼玉県産業廃棄物指導課 収集運搬業担当（県庁 第3庁舎2階）

- ※ 予約状況により、1か月以上先になることもあります。
- ※ 申請の受付は、月～金曜（祝日を除く）です。
- ※ 更新許可については、許可期限の2か月前を目安に予約できます。

目 次

1 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可について	----- 1
2 申請窓口等について	----- 1
3 許可の基準等について	----- 1
4 許可証の交付方法について	----- 2
5 各種届出について	----- 3
6 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請チェックリスト	----- 4
7 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請チェックリスト	----- 6
8 参 考	
（1）主な産業廃棄物の種類	----- 8
（2）主な特別管理産業廃棄物の種類	----- 9
（3）許可証に記載されている許可番号について	----- 9
（4）特定有害産業廃棄物に適用する環境省令で定める基準	----- 10

1 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可について

産業廃棄物の収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

そのうち、排出場所から処分地等に、車両から廃棄物を下ろさずに直送する場合は、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可が必要となります。

※ 車両から廃棄物を下ろし、積替えて運搬する場合は、産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の許可が必要となります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

埼玉県産業廃棄物指導課 審査担当 電話 048-830-3133

(1) 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可の種類

産業廃棄物（p8）と特別管理産業廃棄物（p9）の許可があり、個別に許可が必要です。

(2) 許可申請の区分

区分	申請が必要な場合
新規許可申請	初めて許可を取る場合 ※ 許可が失効した場合についても、新規許可申請となります。
変更許可申請	既に許可があつて、品目の範囲を広げる場合 ※ 石綿含有産業廃棄物を増やす場合も変更許可申請となります。
更新許可申請	既に許可があつて、更新する場合

2 許可申請窓口等について

(1) 許可申請窓口

埼玉県産業廃棄物指導課 収集運搬業担当（埼玉県庁第3庁舎2階）

電話 048（830）3026

※ 受付は予約制です。必ず事前に電話で予約してください。

(2) 提出部数

正本と副本（申請者の控え）が必要です。（計2部）

(3) 申請書類

申請には、チェックリスト（p4～7）の書類一式が必要となります。

申請書の様式については、産業廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/#downroad>

(4) 申請手数料について

申請には、下表の申請手数料が必要です。申請当日は、現金でお持ちください。

	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業
新規許可申請	81,000円	81,000円
更新許可申請	73,000円	74,000円
変更許可申請	71,000円	72,000円

なお、変更届出、優良確認については、手数料はかかりません。

3 許可の基準等について

許可を取得するには、以下の基準等を満たしている必要があります。

(1) 施設に係る基準

ア 運搬施設（運搬車両、運搬容器など）を有すること。

イ 産業廃棄物が飛散、流出しないこと。悪臭が漏れるおそれのないこと。

(2) 申請者の能力に係る基準

ア 産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

この基準を満たしていることを証明する書類として、「産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の修了証が必要となります。

添付する講習会の修了証の種類は、下表のとおりです。

		新規課程 (5年間有効)		更新課程 (2年間有効)	
		産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物	産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物
新規 許可	産業廃棄物収集運搬業	○※1	○※1		
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○※1		
更新 許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○	○
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○
変更 許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○※2	○※2
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○		○※2

※1 他自治体で既に許可を収集運搬業の許可を取得している場合は、更新課程でも構いません。

※2 変更許可申請の場合は、更新課程のものも5年間有効です。

講習会に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。(埼玉県庁ではありません。)

- ・ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター TEL03(5275)7115
- ・ 一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会 TEL048(822)3131

イ 産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

決算書類等によって審査します。

審査対象となる書類については、チェックリスト (p4) の「6 経理的要件」を参照してください。

ウ 欠格要件に該当していないこと。

申請者、法定代理人、役員、使用人、株主などが欠格要件に該当していると、不許可となります。(申請手数料は返却されません。)

詳細については、申請書類の「4 誓約書」の様式を参照してください。

4 許可証の受領について

指令書及び許可証の交付日は、産業廃棄物指導課収集運搬業担当から電話でお知らせします。

その際に、以下のどちらかの方法にするか、申し出てください。なお、変更許可及び更新許可の場合は、旧許可証と交換になります。

(1) 来庁による受領

原則として、申請者本人又は委任を受けた方(行政書士等)が来庁して受領してください。来庁の際は、来庁者の認め印を持参してください。

(2) 郵送による受領

返送用の封筒を下記送付先に送付してください。(郵送料等については、電話の際にお知らせします。)

送付先：〒330-9301 (住所記載は不要です。)

埼玉県産業廃棄物指導課 収集運搬業担当 (埼玉県庁第3庁舎2階)

5 各種届出について

許可取得後は、届出が必要となる場合があります。

(1) 提出先

〒330-9301（住所記載は不要です。）

埼玉県産業廃棄物指導課 収集運搬業担当（埼玉県庁第3庁舎2階）

※ 予約は不要です。また、郵送でも受け付けています。

(2) 提出部数

正本と副本（申請者の控え）が必要です。（計2部）

(3) 変更届出について

車両、役員、住所などの変更があった場合は、10日以内（履歴事項全部証明書を添付すべき場合にあっては30日以内）に変更の届出が必要となります。

変更の届出には、届出事項によって、下表の書類が必要になります。

下表以外の変更事項については、収集運搬業担当（TEL 048-830-3026）にお問い合わせください。

変更届出事項	必要書類
所在地（法人）	①変更届出書（様式）、②第2面、③履歴事項全部証明書、④案内図、 ⑤埼玉県の許可証の写し
名称・組織（法人）	①変更届出書（様式）、②第2面、③履歴事項全部証明書、④定款、 ⑤埼玉県の許可証の写し
法人の代表者	①変更届出書（様式）、②第2面、③履歴事項全部証明書、④誓約書、⑤住民票、 ⑥登記されていないことの証明書、⑦埼玉県の許可証の写し ※ 既存役員が代表者となる場合は、⑤、⑥は不要です。
役員	①変更届出書（様式）、②第2面、③履歴事項全部証明書、④誓約書、⑤住民票、 ⑥登記されていないことの証明書、⑦埼玉県の許可証の写し ※ 役員の新任、役職名の変更のみの場合は、④、⑤、⑥は不要です。
株主	①変更届出書（様式）、②第3面、③誓約書、④住民票、 ⑤登記されていないことの証明書、⑥埼玉県の許可証の写し ※ 株主の減少のみの場合は、③、④、⑤は不要です。 ※ 増加する株主が法人である場合は、その法人の履歴事項全部証明書が必要です。
政令使用人	①変更届出書（様式）、②第3面、③誓約書、④住民票、 ⑤登記されていないことの証明書、⑥埼玉県の許可証の写し ※ 政令使用人の退任のみの場合は、③、④、⑤は不要です。
住所（個人）	①変更届出書（様式）、②第2面、③住民票、④案内図、⑤埼玉県の許可証の写し
氏名（個人）	①変更届出書（様式）、②第2面、③住民票、④埼玉県の許可証の写し
車両	①変更届出書（様式）、②運搬車両一覧、③車両の写真、④表示の写真、⑤車検証 ⑥埼玉県の許可証の写し ※ ディーゼル規制車両、借上げ車両等については、追加書類が必要です。 ※ 車両の削除のみの場合は、③、④、⑤は不要です。 ※ 車両ナンバーの変更の場合も、変更の届出を行ってください。

※ 第2面、第3面、誓約書、運搬車両一覧は、申請書の様式の名称です。

※ 住民票はマイナンバーの記載がないものを添付してください。

(4) 廃止届出について

事業を廃止した場合は、廃止の届出が必要となります。

必要書類は、廃止届出書（様式）と許可証の原本です。

(5) 欠格事項該当届出について

申請者や役員等が欠格要件に該当したときは、2週間以内に欠格要件該当の届出書（様式）による届出が必要となります。

6 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請チェックリスト

※ 更新許可申請又は変更許可申請の場合は、従前の埼玉県の許可証の写しを添付してください。

※ 行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付してください。

必要書類		☑	確認事項
第1面	新規・更新許可申請	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	施設の種類及び数量について、「5 運搬施設の概要」と整合がとれていますか？
	変更許可申請	<input type="checkbox"/>	許可の年月日・許可番号等が、従前の許可証のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	「許可に係る事業の範囲」に、現有の許可品目が限定を含めて全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	「変更の内容」に、追加する品目等が全て記載されていますか？
第2面	<input type="checkbox"/>	他自治体の許可又は申請予定が正しく記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	(法人)役員の情報が、住民票のとおりに記載されていますか？	
第3面	<input type="checkbox"/>	(法人)5%以上の株主が全て記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	政令使用人の記載について、漏れはないですか？ (政令使用人がいない場合は「該当なし」と記載してください。)	
	<input type="checkbox"/>	株主、政令使用人の情報が、住民票等のとおりに記載されていますか？	
1 申請者等に関する書類	定款(法人)	<input type="checkbox"/>	最新のもの又は変更した際の議事録を含めたものが添付されていますか？
	履歴事項全部証明書 (法人)	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	申請者及び法人株主のものが添付されていますか？
	住民票 (マイナンバーがないもの)	<input type="checkbox"/>	閉鎖事項全部証明書が添付されていますか？ (「登記記録に関する事項」に5年以内の住所又は商号変更が記載されている場合)
	登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	住民票の情報が正しく記載されていますか？
2 案内図	※ 新規許可申請のみ必要	<input type="checkbox"/>	主要道路及び目印となる公共機関等が明示されていますか？
3 事業計画の概要を記載した書類	(1)取り扱う産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
	(2)収集運搬業に係る従業員人数	<input type="checkbox"/>	従業員人数が記載されていますか？
	(3)事業の全体計画 ※ 変更許可申請の場合は変更に係る計画のみ ※ 更新許可申請の場合は添付不要	<input type="checkbox"/>	申請品目が全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	1つの予定排出事業者につき、1枚添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	排出場所等が正しく記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	予定排出事業者の業種が具体的に記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	排出場所は埼玉県内になっていますか？(予定運搬先が埼玉県外の場合)
<input type="checkbox"/>	予定運搬先は埼玉県内になっていますか？(排出場所が埼玉県外の場合)		
<input type="checkbox"/>	申請者の他自治体の収集運搬業許可証の写しは添付されていますか？ (排出場所又は予定運搬先が埼玉県外の場合)		
4 誓約書	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	押印されていますか？	
5 運搬施設の概要	(1)運搬車両一覧	<input type="checkbox"/>	全ての車両が記載されていますか？ (変更又は更新許可申請の場合は、削除する車両も記載してください。)
		<input type="checkbox"/>	自動車検査証の情報が正しく記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	車両の使用者は申請者ですか？ → 異なる場合は、「借上げ車両」にチェックしてください。
	(2)車両の写真 ※ 変更又は更新許可申請の場合は、車両に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	斜め前方及び斜め後方の写真が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	ナンバープレートの情報が読めますか？

必要書類		☑	確認事項
5 運搬施設の概要	(3)車両の表示の写真 ※ 変更又は更新許可申請の場合は、車両に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名及び許可番号が正しく記載されていますか？ (個人)申請者の氏名及び許可番号が正しく記載されていますか？
	(4)車両等の検査証の写し	<input type="checkbox"/>	全ての車両のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	期限は有効ですか？
	粒子状物質減少装置装着証明書の写し ※ 該当車両（車両の型式がKK、KL、KC等）がなければ不要	<input type="checkbox"/>	※ 該当しているか不明の場合は、メーカー又は県の大気環境課に問い合わせてください。 自動車検査証の情報が正しく記載されていますか？
	(5)名義貸しの規定に違反しないことを証明する書類 ※ 借上げ車両がある場合必要	<input type="checkbox"/>	車両の貸借契約書の写しは添付されていますか？
	(6)運搬容器一覧	<input type="checkbox"/>	駐車場の配置図、駐車場関係書類等は添付されていますか？
	(7)容器の写真 ※ 容器を使用しない場合は不要 ※ 変更又は更新許可申請の場合は、容器に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	全ての容器が記載されていますか？ 全体及び内側が確認できる写真が添付されていますか？
6 経理的要件	(1)決算書類(法人) ※ 決算期を一度も迎えていない場合は不要	<input type="checkbox"/>	直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	①貸借対照表②損益計算書③株主資本等変動計算書④個別注記表がそろっていますか？
		<input type="checkbox"/>	③株主資本等変動計算書④個別注記表を作成していない場合は、その旨がわかる書類が添付されていますか？
	(2)法人税の納税証明書(法人)	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
	(4)申告所得税の納税証明書(個人)	<input type="checkbox"/>	(法人)直前3年分の法人税の納税証明書(その1)が添付されていますか？ (個人)直前3年分の申告所得税の納税証明書(その1)が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	(個人)未納額が「無」と記載されている場合、過去3年分の源泉徴収票の写しが添付されていますか？
	(3)事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	<input type="checkbox"/>	「新たな設備投資なし」と記載されていますか？(設備投資がない場合)
		<input type="checkbox"/>	要する資金と調達方法との整合がとれていますか？(設備投資がある場合)
(5)資産に関する調書(個人)	<input type="checkbox"/>	所有する土地・建物・車両を資産に記載していますか？	
	<input type="checkbox"/>	住宅ローン・車両ローン等を負債に記載していますか？	
(6)金融機関の残高証明書(法人) ※ 決算書類が添付されている場合は不要	<input type="checkbox"/>	申請者名義の残高証明書が添付されていますか？	
(7)財務実績・計画書(法人) ※ 直前期の純資産が「+」であれば不要 ※ 決算期を一度も迎えていない場合は、計画のみ必要	<input type="checkbox"/>	決算書類との整合がとれていますか？(既設法人の場合)	
	<input type="checkbox"/>	今後5年間の計画について、具体的内容が記載されていますか？	
(8)財務診断書(法人) ※ 下記いずれかの場合は不要 ①直前期の純資産が「+」 ②直前期の経常利益が「+」 ③直前3年間の経常収支の合計が「+」 ④新規設立法人	<input type="checkbox"/>	中小企業診断士又は公認会計士が作成したものが添付されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	必要事項(会社概要、直前3年分の財務諸表に基づく財務診断、債務超過に至った原因、今後5年間の分析、改善策と実現可能性)は全て記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	「(7)財務実績・計画書」との整合がとれていますか？	
7 講習会修了証の写し	<input type="checkbox"/>	有効期間内のものが添付されていますか？(新規課程5年、更新課程2年)	
	<input type="checkbox"/>	申請者、役員又は政令使用人のものが添付されていますか？	
8 変更事項届出書 ※ 更新許可申請のみ添付可	<input type="checkbox"/>	変更項目に○が記載されていますか？(変更がない場合は添付不要です。)	
石綿関係書類	5(2)車両の写真	<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物を運搬する車両の荷台の写真が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	シートがけが必要な場合※、シートの写真が添付されていますか？ ※ ダンプやキャブオーバーなど、飛散防止措置が必要な車両で運搬する場合等
	5(6)運搬容器一覧	<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物を運搬する容器が記載されていますか？
	5(7)容器の写真	<input type="checkbox"/>	石綿含有産業廃棄物を運搬する容器の写真が添付されていますか？ <input type="checkbox"/> 容器の材質が確認できるカタログ等が添付されていますか？

7 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）許可申請チェックリスト

※ 更新許可申請又は変更許可申請の場合は、従前の埼玉県の許可証の写しを添付してください。

※ 行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付してください。

必要書類		☑	確認事項
第1面	新規・更新許可申請	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	施設の種類及び数量について、「5 運搬施設の概要」と整合がとれていますか？
	変更許可申請	<input type="checkbox"/>	許可の年月日・許可番号等が、従前の許可証のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	「許可に係る事業の範囲」に、現有の許可品目が限定を含めて全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	「変更の内容」に、追加する品目等が全て記載されていますか？
第2面		<input type="checkbox"/>	他自治体の許可又は申請予定が正しく記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	(法人)役員の情報が、住民票のとおりに記載されていますか？
第3面		<input type="checkbox"/>	(法人)5%以上の株主が全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	政令使用人の記載について、漏れはないですか？ (政令使用人がいない場合は「該当なし」と記載してください。)
		<input type="checkbox"/>	株主、政令使用人の情報が、住民票等のとおりに記載されていますか？
1 申請者等に関する書類	定款(法人)	<input type="checkbox"/>	最新のもの又は変更した際の議事録を含めたものが添付されていますか？
	履歴事項全部証明書 (法人)	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	申請者及び法人株主のものが添付されていますか？ 閉鎖事項全部証明書が添付されていますか？ (「登記記録に関する事項」に5年以内の住所又は商号変更が記載されている場合)
	住民票 (マイナンバーがないもの)	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？ 本籍は記載されていますか？
登記されていないことの証明書	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？ 住民票の情報が正しく記載されていますか？	
2 案内図 ※新規許可申請のみ必要		<input type="checkbox"/>	主要道路及び目印となる公共機関等が明示されていますか？
3 事業計画の概要を記載した書類	(1) 取り扱う産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/>	申請品目が、限定を含めて全て記載されていますか？
	(2) 収集運搬業に係る従業員人数	<input type="checkbox"/>	従業員人数が記載されていますか？
	(3) 事業の全体計画 ※ 変更許可申請の場合 は変更に係る計画のみ ※ 更新許可申請の場合 は添付不要	<input type="checkbox"/>	申請品目が全て記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	1つの予定排出事業者につき、1枚添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	排出場所等が正しく記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	予定排出事業者の業種が具体的に記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	排出場所は埼玉県内になっていますか？(予定運搬先が埼玉県外の場合)
<input type="checkbox"/>	予定運搬先は埼玉県内になっていますか？(排出場所が埼玉県外の場合)		
<input type="checkbox"/>	申請者の他自治体の収集運搬業許可証の写しは添付されていますか？ (排出場所又は予定運搬先が埼玉県外の場合)		
(4) 排出事業者による特定有害物質を含む産業廃棄物を排出する旨の申出書	<input type="checkbox"/>	※ 有害物質を含む産業廃棄物の新規許可申請又は変更許可申請の場合に必要です。 排出事業者の印が押印されていますか？	
(5) PCB 廃棄物収集運搬事業計画書 ※ PCB を含む申請のみ必要	<input type="checkbox"/>	申請品目(特定有害物質を含む産業廃棄物のみ)が全て記載されていますか？ 「PCB廃棄物収集運搬事業計画書の手引」のとおりに記載されていますか？	
4 誓約書		<input type="checkbox"/>	(法人)法人名等が、履歴事項全部証明書のとおりに記載されていますか？ (個人)住所等が、住民票のとおりに記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	押印されていますか？
5 運搬施設の概要	(1) 運搬車両一覧	<input type="checkbox"/>	全ての車両が記載されていますか？ (変更又は更新許可申請の場合は、削除する車両も記載してください。)
		<input type="checkbox"/>	自動車検査証の情報が正しく記載されていますか？
		<input type="checkbox"/>	車両の使用者は申請者ですか？ → 異なる場合は、「借上げ車両」にチェックしてください。 (感染性産業廃棄物を運搬する場合)
		<input type="checkbox"/>	車体の形状が「冷凍冷蔵車」の車両又は保冷機能を有することを証明する書類の写しが添付されている車両はありますか？

必要書類		☑	確認事項
5 運搬施設 の概要	(2)車両の写真 ※ 変更又は更新許可申請の場合 は、車両に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	斜め前方及び斜め後方の写真が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	ナンバープレートの情報が読めますか？
	(3)車両の表示の写真 ※ 変更又は更新許可申請の場合 は、車両に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	(法人)法人名及び許可番号が正しく記載されていますか？ (個人)申請者の氏名及び許可番号が正しく記載されていますか？
	(4)車両等の検査証の写し	<input type="checkbox"/>	全ての車両のものが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	期限は有効ですか？
	粒子状物質減少装置装着証明書の写し ※ 該当車両（車両の型式がKK、 KL、KC等）がなければ不要	<input type="checkbox"/>	※ 該当しているか不明の場合は、メーカー又は県の大気環境課に問い合わせてください。 自動車検査証の情報が正しく記載されていますか？
	(5)名義貸しの規定に違反し ないことを証明する書類 ※ 借上げ車両がある場合必要	<input type="checkbox"/>	車両の貸借契約書の写しは添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	駐車場の配置図、駐車場関係書類等は添付されていますか？
(6)運搬容器一覧	<input type="checkbox"/>	全ての容器が記載されていますか？	
(7)容器の写真 ※ 容器を使用しない場合は不要 ※ 変更又は更新許可申請の場合 は、容器に変更がなければ不要	<input type="checkbox"/>	全体及び内側が確認できる写真が添付されていますか？	
6 経理的 要件	(1)決算書類(法人) ※ 決算期を一度も迎えて いない場合は不要	<input type="checkbox"/>	直前3年分の写しが添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	①貸借対照表②損益計算書③株主資本等変動計算書④個別注記表がそろっていますか？
		<input type="checkbox"/>	③株主資本等変動計算書④個別注記表を作成していない場合は、その旨がわかる書類が添付されていますか？
	(2)法人税の納税証明書 (法人)	<input type="checkbox"/>	発行から3か月以内のものが添付されていますか？
	(4)申告所得税の納税証明書 (個人)	<input type="checkbox"/>	(法人)直前3年分の法人税の納税証明書(その1)が添付されていますか？ (個人)直前3年分の申告所得税の納税証明書(その1)が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	(個人)未納額が「無」と記載されている場合、過去3年分の源泉徴収票の写しが添付されていますか？
	(3)事業の開始に要する資金の 総額及びその資金の調達方法	<input type="checkbox"/>	「新たな設備投資なし」と記載されていますか？(設備投資がない場合)
		<input type="checkbox"/>	要する資金と調達方法との整合がとれていますか？(設備投資がある場合)
(5)資産に関する調書(個人)	<input type="checkbox"/>	所有する土地・建物・車両を資産に記載していますか？	
	<input type="checkbox"/>	住宅ローン・車両ローン等を負債に記載していますか？	
(6)金融機関の残高証明書 (法人) ※ 決算書類が添付されて いる場合は不要	<input type="checkbox"/>	申請者名義の残高証明書が添付されていますか？	
(7)財務実績・計画書(法人) ※ 直前期の純資産が「+」 であれば不要 ※ 決算期を一度も迎えてい ない場合は、計画のみ必要	<input type="checkbox"/>	決算書類との整合がとれていますか？(既設法人の場合)	
	<input type="checkbox"/>	今後5年間の計画について、具体的内容が記載されていますか？	
(8)財務診断書(法人) ※ 下記いずれかの場合は不要 ①直前期の純資産が「+」 ②直前期の経常利益が「+」 ③直前3年間の経常収支の合 計が「+」 ④新規設立法人	<input type="checkbox"/>	中小企業診断士又は公認会計士が作成したものが添付されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	必要事項(会社概要、直前3年分の財務諸表に基づく財務診断、債務超過に至った原因、今後5年間の分析、改善策と実現可能性)は全て記載されていますか？	
	<input type="checkbox"/>	「(7)財務実績・計画書」との整合がとれていますか？	
7 講習会修了証の写し	<input type="checkbox"/>	有効期間内のものが添付されていますか？(新規課程5年、更新課程2年)	
	<input type="checkbox"/>	申請者、役員又は政令使用人のものが添付されていますか？	
8 変更事項届出書 ※ 更新許可申請のみ添付可	<input type="checkbox"/>	変更項目に○が記載されていますか？(変更がない場合は添付不要です。)	
石綿 関係 書類	5(2)車両の写真	<input type="checkbox"/>	廃石綿等を運搬する車両の荷台の写真が添付されていますか？
		<input type="checkbox"/>	シートがけが必要な場合※、シートの写真が添付されていますか？ ※ ダンプやキャブオーバーなど、飛散防止措置が必要な車両で運搬する場合等
	5(6)運搬容器一覧	<input type="checkbox"/>	廃石綿等を運搬する容器が記載されていますか？
	5(7)容器の写真	<input type="checkbox"/>	廃石綿等を運搬する容器の写真が添付されていますか？
	<input type="checkbox"/>	容器の材質が確認できるカタログ等が添付されていますか？	

8 参考

(1) 主な産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く。）

種 類	排出限定業種	内容（事業活動に伴って発生するものに限る。）
燃え殻		石炭がら、焼却残さ、炉清掃廃棄物等。
汚泥		泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。
廃油		揮発油類、灯油類及び軽油類を除く、すべての廃油。
廃酸		酸性廃液のうち、pH 2.0以下でないもの。
廃アルカリ		アルカリ性廃液のうち、pH 12.5以上でないもの。
廃プラスチック類		固形状の廃プラスチック類。
紙くず	建設業、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業	左記の業種から発生する紙くず。 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くずを含む。） ※ 合成紙は廃プラスチック類です。
木くず	建設業、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業	左記の業種から発生する木くず。 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くずを含む。）
繊維くず	建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の業種から発生する天然繊維くず、糸くず。 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物を含む。） ※ 合成繊維くずは、廃プラスチック類です。
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業	左記の業種において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 ※ 飲食店等から排出される動植物性残さは一般廃棄物です。
動物系固形不要物	と畜場 食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず		天然ゴムくず。 ※ 合成ゴムは、廃プラスチック類です。
金属くず		鉄くず、空き缶、スクラップ、溶接かす等。
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1 ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず等 2 コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック及びアスファルト・コンクリートくず等 3 陶磁器くず：土器くず、陶器くず等
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物。
動物のふん尿	畜産農業	畜産農業から発生する家畜のふん尿。
動物の死体	畜産農業	畜産農業から発生する家畜の死体。
ばいじん		ばい煙発生施設や焼却施設等において、集じん施設によって集められたもの等。
処分するために処理したもの		産業廃棄物を処分するために処理したもの。

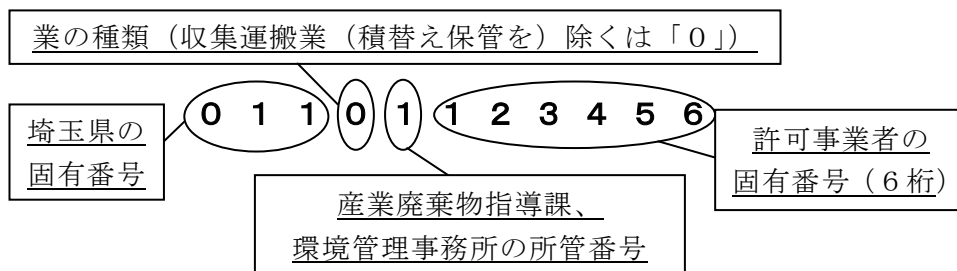
(2) 主な特別管理産業廃棄物の種類

種類	排出限定業種	内容(事業活動に伴って発生するものに限る。)	
廃油		揮発油類、灯油類、軽油類の廃油	
廃酸		pH 2.0以下(著しい腐食性のあるもの)	
廃アルカリ		pH 12.5以上(著しい腐食性のあるもの)	
感染性産業廃棄物	医療関係機関(病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等)	血液等、血液等が付着した鋭利なもの、病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの、その他血液等が付着したもの、汚染物が付着した廃プラスチック類など。	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	
	PCB汚染物	PCBが塗布され又は染み込んだもの PCBが付着又は封入されたもの	
	廃水銀等	施行規則別表第1に掲げる施設において生じたもの 廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く) 例: 金属水銀、水銀化合物の試薬、ポロシメーター(水銀部分)	
	鉱さい	環境省令で定める基準(p8参照)を超えているもの※1	
	廃石綿等	石綿建材除去事業	吹付け石綿除去物等
		大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定粉じん発生施設及び当該施設が設置されている事業場	集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物(防じんマスク、集じんフィルター等)
	ばいじん燃え殻	大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設等に掲げる廃棄物焼却炉において生じたもの	環境省令で定める基準(p8参照)を超えているもの※1
	廃油	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設において生じたもの	対象となる廃溶剤(p8参照)※1
汚泥 廃酸 廃アルカリ	水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの	環境省令で定める基準(p8参照)を超えているもの	

※ 当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

(3) 許可証に記載されている許可番号について

左から6桁目以降の番号は、許可業者に与えられる全国共通の固有番号です。



(4) 特定有害産業廃棄物に適用する環境省令で定める基準

※単位は25項を除き、(mg/l)

		燃え殻・ばいじん・鉱さい				廃油(廃溶剤に限る。)			指定下水汚泥・汚泥・廃酸・廃アルカリ				
		燃え殻	ばいじん	鉱さい	処理物 (廃酸・ 廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃 アルカリ 以外)	処理物			指定下 水汚泥 ・ 汚泥	廃酸・ 廃アルカリ	処理物 (廃 酸・廃 アルカ リ)	処理物 (廃 酸・廃 アルカ リ以 外)
							廃 溶 剤	廃 酸 ・ 廃 アル カリ	廃 酸 ・ 廃 アルカ リ以 外				
1	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと			—	—	—	—	検出されないこと			
	水銀又はその化合物	—	0.005	0.05	0.005	—	—	—	—	0.005	0.05	0.05	0.005
2	カドミウム又はその化合物	0.09		0.3	0.09	—	—	—	—	0.09	0.3	0.3	0.09
3	鉛又はその化合物	0.3		1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5		5	1.5	—	—	—	—	1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3		1	0.3	—	—	—	—	1	1	1	0.3
7	シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
8	ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003	0.03	0.03	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	—	*	*	3 1	0.3 0.1	0.3 0.1	3 1	3 1	0.3 0.1
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	—	*	*	2	0.2	0.2	2	2	0.2
12	四塩化炭素	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	*	*	0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	*	*	10	1	1	10	10	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	*	*	4	0.4	0.4	4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	*	*	30	3	3	30	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	*	*	0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
19	チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3		1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサソ	—	0.5	—	5	0.5	*	*	5	0.5	5	5	0.5
25	ダイオキシン類	3ng- TEQ/g		—	100pg- TEQ/l	3ng- TEQ/g	—	—	—	3ng- TEQ/g	100pg- TEQ/l	100pg- TEQ/l	3ng- TEQ/g

- ※1 各々の基準を超える場合は、特別管理産業廃棄物として扱う。
- ※2 ーは適用される基準がないことを示す。
- ※3 燃え殻の処理物(廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに)は、1項が適用されない。
- ※4 鉱さいの処理物(廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに)は、25項が適用されない。
- ※5 *は、濃度に関係なく特別管理産業廃棄物になる。
- ※6 トリクロロエチレンは、平成28年9月14日までは上段、15日以降は下段を適用する。

以下のURLから許可申請書がダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/#downroad>

埼玉県環境部

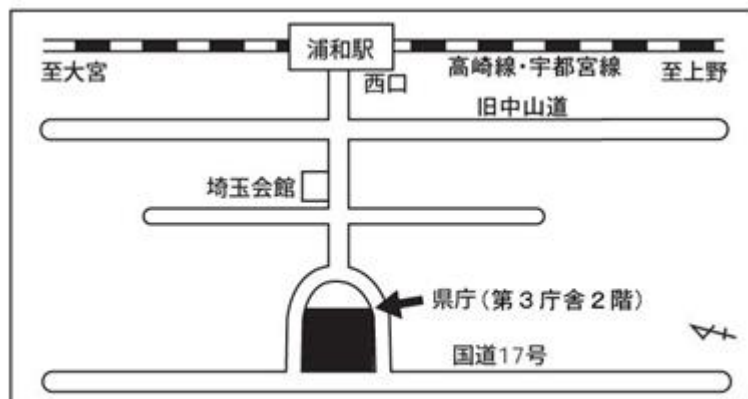
産業廃棄物指導課 収集運搬業担当

〒330-9301（郵送の場合は住所記載不要）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1（第3庁舎2階）

TEL 048-830-3026

FAX 048-830-4774



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

参考

「許可申請書の記載方法について」のURL

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/kinyuuhouhou/>

「申請書類チェックリスト」のURL

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/syuunnsinnsei/checklist.html>